議案第91号 北九州市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の 用途及び規模を定める条例について

(建設局河川整備課)

1 条例制定の理由・目的

水防法が改正され、地域防災計画に定める浸水想定区域内の大規模工場等について、浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定された。

対象となる大規模工場等の用途及び規模については、国土交通省令の基準を参酌して、条例で定めることとなっている。

2 制定内容

用途は、工場、作業場又は倉庫とし、規模は延べ面積が1万平方メートル以上とする。

(参考)

参酌する国土交通省令(水防法施行規則第3条)

(略) 国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする

3 施行期日

公布の日

4 参考

- (1) 地域防災計画に定めることにあたっては、大規模工場等から申し出が あった場合に限る。さらに、大規模工場等の自衛水防の取組について は努力義務である。
- (2)地域防災計画に記載された大規模工場等については、所有者等に対し、 市長から洪水予報などが直接伝達される。
- (3) 今回条例の規定に該当する事業所は、1事業所である。